

令和4年度第1回福生市地域福祉推進委員会会議要録

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和4年6月13日(月) 午後2時00分～2時53分 |
| 場所 | 市役所第1棟2階 第一・第二会議室 |
| 出席者 | 会長 萬沢 明 委員 菱田 秀雄 佐々木 和仁、諏訪 潤、板寺 正行、徳田 稔、平野 千恵子、杉本 芳江、森田 哲哉、小林 啓子、三井田 章、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、森田 秀司、小川 恵子、濱中 供子、半澤 比呂美、沢本 善弘 |
| 事務局 | 町田福祉保健部長、岩木社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、石野福祉総務係長、今野障害福祉係長、和田高齢者支援係長、小村高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、浦野介護保険係長、西間木介護保険係主査 西野福祉総務係主任、安東福祉総務係主事 |

[当日配付資料]

- ・資料1 福生市地域福祉推進委員会委員名簿
- ・資料2 福生市地域福祉推進委員会（事務局）名簿
- ・資料3 福生市地域福祉推進委員会条例
- ・資料4 福生市地域福祉推進委員会スケジュール（案）
- ・資料5 社会福祉法人地域協議会について
- ・資料6 福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱

1 開会（福祉保健部長）

事務局： 本日は本委員会委員の改選後初めての会議のため、正・副会長が不在です。

したがって、後ほど正・副会長の選出をしますが、それまでは事務局で進行を務めます。

なお、本日は、島田委員、西村委員、波多野委員が御都合により欠席をされる旨、また、沢本委員が遅れる旨、事前に御連絡をいただいております。

2 委嘱状の交付

事務局： 初めに、委嘱状の交付を行います。この4月から新たな3年間の任期として御就任いただきました皆様に加藤市長より、委嘱状を交付させていただきます。

なお、委嘱状については、「福生市地域福祉推進委員会委員」と「福生市社会福祉法人地域協議会委員」の2つをお渡しいたします。

～ 委嘱状の交付 ～

3 市長あいさつ

市長：令和4年度第1回福生市地域福祉推進委員会へ多くの委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

コロナ禍で、それぞれの関係機関にて思うように活動ができていないことが御推察されますが、障害者福祉、障害児福祉、高齢福祉等の福祉関係はコロナ禍であっても待ったなしですので、行政あるいは皆様のお力をお借りしながら、手を差し伸べていかなければならないと考えているところです。

本委員は3年の任期ですが、様々な御意見を出していただき、福生市が掲げている「誰一人として取り残さない行政」へのお力添えをお願いいたします。

4 各委員自己紹介、事務局紹介

事務局：改選後初めての委員会であり、新たに委員に就任された方もいますので、自己紹介をお願いし、事務局の職員についても紹介をさせていただきます。

～ 各委員の自己紹介、事務局職員の紹介 ～

事務局：令和4年4月から介護福祉課の組織が一部変更となりましたので、お知らせいたします。介護福祉課は平成27年から、高齢福祉係、介護保険係、地域包括支援センター係の3係の体制でしたが、令和4年より、市役所内にあった地域包括支援センター福生は廃止となり、新しく設置した地域包括支援センター加美と地域包括支援センター武蔵野に委託することになりました。これにより、介護福祉課の係体制も高齢福祉係と地域包括支援センター係が合併し、高齢者支援係となりました。市役所の窓口体制も若干変更し、市役所に介護保険の相談に来られた方は始めに介護保険係が受付をさせていただくことになっております。

5 会長及び副会長の選出

事務局：会長、副会長の選出について、改選後初めての委員会のため、正・副会長が不在となっております。会長、副会長につきましては、当委員会条例で委員の互選により定めることとなっております。

委員のみなさまから御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思います。

委員：会長は学識経験者ということで萬沢委員に、副会長には、民生委員として、広く福祉に係わってこられた民生委員の板寺委員にお願いしたらいかがでしょうか。

事務局：会長に萬沢委員、副会長に板寺委員との御発言がございましたが、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手をもって御承認いただきたいと思います。

～ 拍手多数 ～

事務局： 御承認の拍手をいただきましたので、本委員会の会長は萬沢委員、副会長は板寺委員に決定いたしました。

6 会長、副会長あいさつ

会 長： 前回に引き続き会長に任命されました萬沢といたします。よろしくお願ひいたします。コロナ禍で大変な2年間で、この先もしばらく続くかとは思いますが、先ほど加藤市長がおっしゃったように、福祉に関しては待ったなしという状況ですので停滞はしてられないなと感じております。

ロシアとウクライナの問題等もありますが、平和であってこそ福祉の政策が実のあるものになると考えており、平和の大切さを感じております。

本委員会で論議した内容が様々な政策の一助となればよいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

副会長： 板寺でございます。萬沢会長のお話しにもありました通り、コロナ禍においては、地域福祉に関する計画を立てても履行することが困難である場面が多々あります。

このような御時世だからこそ、福生市の地域福祉への一助とるよう、みなさま方のお力をお借りしながら、萬沢会長のもとスムーズな委員会運営ができるよう努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局： 本日の委員会資料の確認をさせていただきます。

次第、資料1「委員名簿」、資料2「事務局名簿」、資料3は本委員会の目的等を定めた「条例の条文」、資料4は今期の「スケジュール（予定）」、資料5「地域協議会」の資料、最後に資料6の地域協議会の設置等を定めた「地域協議会設置要綱」となります。机の上には、地域包括支援センターのパンフレットもお配りしております。

また、新たに委員になられた方には、現行の福祉関係の主要計画である、第6期福生市地域福祉計画、第4期福生市バリアフリー推進計画、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第8期】、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画各冊子及び概要版をそれぞれお配りしております。

ここからは萬沢会長に議事の進行をお願いします。

7 議題

(1) 地域福祉推進委員会について

会 長： 議題（1）「地域福祉推進委員会について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3「福生市地域福祉推進委員会条例」を御覧ください。本委員会は、市民の福祉向上を図るとともに全ての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう地域福祉を推進する」ことを目的としております。

第2条では、所掌事務として「委員会は市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉、その他地域福祉推進に必要な事項について調査審議し、その結果を市長に報告する」と規定されています。

ただし、児童福祉に関わる事項につきましては、子ども家庭部が所管いたします、子ども・子育て審議会が別途設置されまして、主にそちらで審議をすることになっております。

なお、本委員会でも、障害者福祉に関わる児童の部分につきましては、審議をさせていただきます。

第3条、組織でございますが、委員会の委員は22人以内ということです。本日、欠席者を含めまして22人で構成させていただきました。

第4条、任期につきましては3年以内でございます。万が一、任期の途中で退任される委員が出た場合、次に就任される委員（補欠委員）は前任委員の残任期間を受け継ぐ形となり、3年後には一斉に改選がされるということです。

第5条、会長及び副会長ですが、先ほど選出していただきましたとおり、第2項の「委員の互選によって定める」という規定に基づき、お決めいただいたところです。

第6条、会議につきましては、会長が召集をいたしまして会議の議長となることです。また、委員の半数以上が出席しなければ会議は開くことはできず、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合には会長が決するという形を取っております。

なお、委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課で行わせていただきます。

会 長： 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございますか。

なければ次の議題に進みます。

（2）今期【令和4年度～令和6年度】委員会のスケジュールについて

会 長： 議題（2）、今期【令和4年度～令和6年度】委員会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料4「福生市地域福祉推進委員会スケジュール（予定）」を御覧ください。本委員会は3年を任期としておりますので、年度ごとに御説明いたします。

令和4年度の予定ですが、本日は第1回目となり、先ほど加藤市長からみなさまに委嘱状の交付をさせていただきました。

次に、7月、日時と場所につきまして後程御案内をさせていただきますが、第2回目を開催させていただき、第6期地域福祉計画、第4期バリアフリー推進計画、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）に関わる、令和3年度の進捗状況の報告をさせていただきます。

その後、9月末あたりには、10月に実施を予定しております、高齢者・障害者生活実態調査についての内容や調査票の中身について説明、また審議をしていただく予定です。

この調査は、法律等による定めがあり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、3年に1度改訂していくこととされております。現行の両計画に基づき、現在もさまざまな福祉サービスが展開されておりますが、高齢者・障害者の方の生活実態の現状を調査で把握した上で、より良い次期計画の改定につなげていくため、実施するものです。

令和5年2月末あたりに結果がまとまる予定ですので、委員会でその報告をさせて

いただきたいと思います。

令和4年度は、計4回の委員会開催を予定しております。

続きまして、令和5年度についてですが、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）と福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定を予定しております。まず、6月に、市から本委員会に対して、各計画の策定に係る諮問をさせていただきます。7月には本年度と同じように、現行の各計画の令和元年度の進捗状況の報告をさせていただきます。以降、8月から10月末にかけて、次期計画の策定に係る審議等を、4回程度予定しております。

11月には、審議していただきました内容を計画の案という形でまとめさせていただきます、委員会から市に対して中間答申をしていただきます。なお、中間答申につきましては議会等に報告、令和6年1月にパブリックコメントを実施し、広く意見を求める形となります。パブリックコメントを踏まえ、最終的な答申の案にかかる審議を1月に、その後2月に、委員会から市に対して、答申をしていただく予定となっております。答申を受けまして、市の内部で確認等をさせていただいた後、議会への報告を経て、計画を策定するという流れとなっております。

令和5年度は、計9回程度の委員会開催を予定しております。進め方につきましては、委員会で皆様の御意見をいただきながら、随時修正させていただきたいと思っております。

最後に、令和6年度の予定ですが、令和7年度に地域福祉計画、バリアフリー推進計画を策定するに当たり、より良い次期計画の改定につなげていくため、実態調査を行うことと検討しております。この実態調査につきましては、これまで実施していないもので、今回新たに取り組もうとするものです。この取組は、現時点では庁内的な決定を得たものではないため、あくまでも予定であり、今後、変更となる場合があることについて御承知置きください。現時点では、年度中に3回の委員会開催を予定させていただきます。

資料の裏面については、この3年間で皆様に関わっていただく部分を図示したのになります。審議の状況等により、実施時期や委員会の開催回数などは変わることもあるかと思いますが、概ねこのようなスケジュールで進めさせていただき、御承知置きいただければと思っております。

会 長： 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございますか。

委 員： 次回の第2回地域福祉推進委員会では、各計画における令和3年度の進捗状況の報告を行うこととなっておりますが、「目標」と「目標に対する進捗状況」について、事務局には丁寧に説明をしていただきたいと思いますと考えています。また、分量がありますので、事前に資料をいただくと助かります。

事務局： 次回会議の際には、各計画の進捗状況について御説明をさせていただく予定となっておりますが、会議の前には資料をお渡しさせていただきます。また、各計画、事業が多数ありますので全ての事業の説明は難しいですが、主要な事業については丁寧に説明したいと考えております。

会 長： 資料については、事前に配布する資料もあるとのことですが、事前に配布のあった資料については、会議当日にも細かく説明をすることですが、各自事前に読んで会議に参加することで、理解が深まるかと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

他に、御意見、御質問等ございますか。

なければ次の議題に進みます。

(3) 社会福祉法人地域協議会について

会 長： 議題(3)、社会福祉法人地域協議会について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5を御覧ください。一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘されたことを受けまして、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しが行なわれました。具体的には、社会福祉法人が大きく利益を生み出した際に、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を除き、再投下可能な財産(「社会福祉充実残額」)を明確化するとともに、使い道について「社会福祉充実計画」を策定し、事業を実施することとされました。その中で、社会福祉法人が、支援が必要な方に対して、無料または低額で福祉サービスを行う「地域公益事業」を採用した場合、先ほど申しあげました「社会福祉充実計画」を策定する際に、設置された地域協議会からの意見を聞くことがルール化されております。

国から示されました委員の構成(案)等を踏まえまして、本委員会の皆様に地域協議会の委員を兼ねていただきたい旨、平成29年度の委員会において御説明し、御了承をいただきましたので、平成30年4月1日付で「福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱」を制定し、福生市地域福祉推進委員会(委員)をもって充てる旨規定させていただきました。

現在、福生市が管轄いたします社会福祉法人が5つございまして、当該法人からも本委員会の委員として御協力いただいている方もおります。本年度につきましては、全法人に対して開催の要望調査を行いました。希望はありませんでしたので、開催の予定はございません。また、市内の5法人につきまして、大きく収益をあげるような事業を行っておりませんので、当面は開催されないものと想定しております。

会 長： 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等ございますか。

他に、ございますか。また、議事全体で何かありますでしょうか。

ないようでしたら、ここで議事を終了し、事務局にお返しします。

8 その他

事務局： 委員の報酬について、御説明させていただきます。委員に御就任いただく際に、書面で御案内いたしましたが、福生市地域福祉推進委員会委員の皆様には、会議への御出席につき、「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬をお支払いすることとなっております。報酬額については9,500円となっております。

この報酬につきましては、支払いと同時に所得税を源泉徴収させていただいておりますので、9,500円のうち290円 $\times 3.063\%$ を差し引いた金額9,210円を、会議終了後（概ね2週間程度で）、指定の口座にお振り込みをさせていただきます。新たに御就任いただきました委員の方で、市の方に口座の登録がない方につきましては、こちらで事前に確認をさせていただきます。また、既に御登録をいただいている方で、口座の変更等がある方につきましては、お手数でございますが、事務局までお知らせください。

続きまして、次回委員会の開催について御案内いたします。第2回の福生市地域福祉推進委員会でございますが、令和4年7月25日（月）午後1時30分から、会場はもくせい会館301・302会議室を予定しています。机にも通知を置かせていただきましたので、お手元でも御確認いただければと思います。

事務局：今の点で何か御質問等ありますでしょうか。

9 閉会

事務局：委員の皆さん、何か他にございますか。

無いようですので、以上をもちまして、第1回福生市地域福祉推進委員会を終了いたします。

（午後2時53分 閉会）